第二号書式を次のように改める。

第2号書式［第9条］

証券の交付年月日等	印鑑等届出書	裁定通知書の記号及び番号

償還金支払場所	住所	氏名	印鑑
※	※	※	※

支払表示欄	平成 年 月 日渡	平成 年 月 日渡	平成 年 月 日渡	平成 年 月 日渡	平成 年 月 日渡

記号
額面金額
番号

注意　※印は、特別弔慰金請求者が記入し又は印を押すこと。

備考　用紙寸法は、日本工業規格A列5

附　則

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令による第九回特別弔慰金国庫債券については、なお従前の例による。

○文部科学省令第十八号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）附則第五条第三項において準用する同令第三条第一項第一号イ及びロ並びに第二項第二号、第五条第一項第二号から第五号まで、第六条第二号、第十三条並びに附則第一条の二の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「保育所等」の下に「及び特定保育事業」を加え、「、第二十六条第一号及び第二号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（平成二十七年度の災害共済給付契約の契約締結期限の特例）

2　平成二十七年度の災害共済給付契約（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第八条第一項に規定する特定保育事業の災害共済給付に係るものに限る。）の契約締結期限については、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令附則第六条において準用する同令第二十七条中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

○厚生労働省令第七十一号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十九条の二（同法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十九条の四並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三の四第一項第一号中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に改め、同項第二号中「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同条第二項中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に、「五万二千百五十円」を「五万二千二百九十円」に、「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第七条第三項中「五万六千六百円、四万二千四百五